

千葉県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物に係る届出等に関する要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるもののほか、法、政令及び省令の規定による。

- (1) 省エネ基準 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (2) 届出 法第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）及び同法附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する届出並びに法第20条第2項及び附則第3条第8項の規定に基づく通知をいう。
- (3) 省エネ基準適合書 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する省エネ基準への適合を証する書類（第3条に定める）をいう。

(届出の添付図書及び不要図書)

第3条 届出する際の添付図書のうち、省令第12条第1項（省令第14条第1項において準用する場合を含む。）の市長が必要と認める図書は、次の表に定める省エネ基準適合書を取得した場合にあっては、その写しとする。

ア	住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認証書（戸建住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合するものに限る。）。
イ	一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）。

2 届出する際の添付図書のうち、省令第12条第4項（省令第14条第1項において準用する場合を含む。）の市長が不要と認める図書は、省エネ基準適合書より、省エネ基準に適合することが明らかな部分に係る省令第12条第1項の（い）項に掲げる各種計算書とする。ただし、省令第13条の2第1項による評価書を添付する場合は、同条第3項の図書とする。

（届出の審査）

第4条 市長は、届出があったときは、当該届出の内容が省エネ基準に適合するかどうか審査するものとする。

（通知）

第5条 市長は、第4条第1項の審査により、届出の内容が省エネ基準に適合せず、必要があると認めるときは、当該届出書の副本に基準に達していない旨を記載して、届出者に通知する。

（指示）

第6条 法第19条第2項の規定により、届出をした者に対し指示する場合は、指示書（様式第1号）により行うものとする。

（命令）

第7条 法第19条第3項の規定により、前項の規定により指示を受け

た者が、正当な理由がなくその指示に係る措置を取らなかったとき、その届出をした者に対し措置をとるべきことを命ずる場合は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

（届出の取りやめ）

第8条 届出者は、当該届出に係る行為を取りやめたときは、速やかに取りやめ届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（台帳の整備）

第9条 市長は、建築物省エネ台帳を整備し、届出のあった事項を記載するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。